

すべてを無にします

年末年始は忘年会や新年会などお酒を飲む機会も多くなります。そんな中で絶対にしてはならないのが飲酒運転。近年は悲惨な事故が続くたびに都度厳罰化されています。「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」は標語としてあまりに有名ですが、そうした言葉が無くても自発的に「ハンドルを握らない」という気構えを持ちたいところ。

ただそうした気構えすら全て台無しにするのがアルコール。お酒に含まれるアルコールは、中枢神経に作用して脳の神経活動を鈍らせてしまう物質です。つまり飲酒をすることで、運動機能や自制心、理性、集中力や判断能力などさまざまな機能の低下を生じさせます。一方で自動車などを運転する行為は、免許制をとっていることからわかる通り、事故を起こせば運転者本人だけでなく、同乗者や周辺の歩行者の生命にも関わるくらい大きな危険をとまなうことなのです。



酒酔い運転と酒気帯び運転

飲酒運転には二つのパターンがあります。酒酔い運転と酒気帯び運転です。

①酒酔い運転

アルコール濃度の検知値に関係なく、「アルコールの影響で正常な運転ができないおそれがある状態」の場合が該当します。具体的な例として、直線の上を歩かせてのふらつき、視覚が正常に働いているかなど運動・感覚機能の著しい低下、話し方などから判断・認知能力の低下がないかなどの点を総合的に判断します。

②酒気帯び運転

血中アルコール濃度(それに相当するとされる呼気中のアルコール濃度)が、一定数値に達しているかという基準で判断されます。判断基準が数値となっているため、ドライバーの体質によっては、酒気帯びに満たないアルコール量でも酒酔い運転に該当することがあります。

自転車の飲酒運転



自動車の飲酒運転は厳罰化の効果もあり減少しているものの、近年増えているのは自転車による飲酒運転の摘発。

酒酔い運転は行政処分の対象になるのはもちろん刑事罰の対象になります。また酒気帯び運転についても近年では行政処分を適応する事例が増えた他、平成27年6月からは自転車運転者講習がスタート。三年以内に二回以上飲酒運転を含む危険運転で検挙されると都道府県公安委員会の講習の受講が義務付けられます。

「近場だから・・・」とか考えているととんでもないことになりますよ・・・。道路交通法では自転車は軽車両として扱われます。警察も近年は自転車に対しての飲酒取締りにも力を入れており、特に警視庁ではそうした取締りに向けて覆面パトカーの投入も行われています。



警視庁で導入が進む自転車や歩行者も対象にした覆面パトカー。シートベルト違反や携帯電話の操作なども取り締まり対象にしています。



お酒がおいしいのは、ほどほどに飲むからおいしいのです。